

新規

赤字部分を記入
青字部分に注意

第7条：一般建設業
第15条：特定建設業

「変更」を消す

専任技術者名簿(新規・変更)

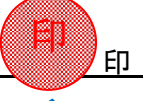
- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号、建設業法第15条第2号に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

「届出者」を消す

令和元年 5 月 1 日

地方整備局長
北海道開発局長
奈良県知事 殿

申請者
届出者 奈良市登大路町30番地
(株)登大路建設
代表取締役 登大路 太郎



区 分 項番 6 1 1

許可番号 6 2

大臣 国土交通大臣 知事 許可 (一般特) 第 5

許可年月日 令和 11 年 13 月

必ず「1」

記入しない

記入しない

必ず押印
法人：会社印
個人：実印

名字の最初の2文字を記入
(例：鈴木⇒スズ)

1マスあける

「十の位」が「0」なら必ず「0」を記入

氏 名 項番 6 3 ノ ボ 登 大 路 太 郎

生年月日 S 4 0 年 0 1 月 0 1 日

今後担当する建設工事の種類 6 4 4 7

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5 0 2 5 5

変更、追加又は削除の年月日 月 日

専任技術者の住所 奈良市登大路町30番地

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属) 本店

専任技術者一覧表 (様式第1号別紙4) と同内容を記載する

氏 名 項番 6 3

生年月日 年 月 日

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日

専任技術者の住所

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

氏 名 項番 6 3

生年月日 年 月 日

今後担当する建設工事の種類 6 4

現在担当している建設工事の種類

有資格区分 6 5

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日

専任技術者の住所

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属)

Q & A

Q1 「今後担当する建設工事の種類」はどのように記載すればいいですか？

A1 下記の専任技術者要件に対応する数字を記載します。例えば、一般建設業の専任技術者に2級土木施工管理技士をお持ちの方がなろうとする場合、「7」になります。詳細は下記をご参照ください

専任技術者要件に対応する数字

一般建設業の場合	特定建設業の場合
「1」・・・指定学科+実務経験	「2」・・・指定学科+実務経験+指導監督の実務経験
「4」・・・実務経験10年	「3」・・・大臣認定（指定建設業）
「7」・・・国家資格、国家資格+実務経験	「5」・・・実務経験+指導監督の実務経験
	「6」・・・大臣認定（指定建設業以外）
	「9」・・・国家資格

Q2 有資格区分はどのように記載すればいいですか？

A2 下記をご参照ください。下記に掲載されていないものについては、「建設業許可申請の手引き」の52～61ページをご覧ください

実務経験10年	02	1級管工事施工管理技士	29		
1級建設機械施工技士	11	2級管工事施工管理技士	30	電気主任技術者（+実務5年）	58
2級建設機械施工技士（第1～6種）	12	1級造園施工管理技士	33	電気通信主任技術者（+実務5年）	59
1級土木施工管理技士	13	2級造園施工管理技士	34		
2級土木施工管理技士（土木）	14	一級建築士	37		
1級建築施工管理技士	20	二級建築士	38		
2級建築施工管理技士（建築）	21	第1種電気工事士	55		
2級建築施工管理技士（躯体）	22	第2種電気工事士（+実務3年）	56		
2級建築施工管理技士（仕上げ）	23	給水装置工事主任技術者（+実務1年）	65		
1級電気工事施工管理技士	27	甲種消防設備士	68		
2級電気工事施工管理技士	28	乙種消防設備士	69		

Q3 土木工事業の専任技術者になろうとしています。2級土木施工管理技士のほかに、2級建築施工管理技士ももっているのですが、この場合、有資格区分には「14」と「21」の双方を書けばいいのでしょうか？

A3 いいえ。「今後担当しようとする建設工事の種類」に関する資格のみ有資格区分にご記入ください。よって、今回の場合、「14」のみを記入ください

Q4 更新申請を予定しています。この様式は必要ですか？

A4 不要です

Q5 2級土木施工管理技士に合格したのですが、合格証明書がまだ届いていません。合格通知書は手元にあるので、これを合格証明書の代わりとすることはできますか？

A5 できます

Q6 在籍出向社員（出向元で社会保険等に加入）は専任技術者になれますか？

A6 なれます。ただし、現場に配置する主任技術者・監理技術者にはなれませんので、ご注意ください

Q7 転籍出向社員（出向先で社会保険等に加入）は専任技術者になれますか？

A7 なれます。現場に配置する主任技術者・監理技術者にもなれます

Q8 宅建業を行っています。専任の宅地建物取引士と専任技術者は兼ねることができますか？

A8 以下の2つの条件を満たせば、兼ねることができます。①宅建業と建設業を行っているのが同一業者であること、②同一場所で営業を行っていること

Q9 経營業務の管理責任者と専任技術者は兼ねることができますか？

A9 できます。ただし、本店・本社など主たる営業所に限ります